

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年8月20日（令和2年（行情）諮問第419号）

答申日：令和3年4月5日（令和3年度（行情）答申第2号）

事件名：地方じん肺診査医名簿（特定年月日現在）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月28日付け厚生労働省発基安0428第1号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、不開示とされた部分が法5条1号に該当しないことについて、以下のとおり主張する。

ア 地方じん肺診査医は、じん肺法39条に基づいて厚生労働大臣によって任命された非常勤の国家公務員であり、これに任命される者は、医学界においてじん肺に関し相当の学識経験を有する医師として、その社会的地位も高く、行政庁のじん肺管理区分決定に当たり、医学的見解に関して重要な役割を担っている。すなわち、同法13条2項で、都道府県労働局長は、提出されたエックス線写真等を基礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、当該労働者についてじん肺管理区分の決定をするとされている。

イ じん肺対策指導委員は、じん肺法33条に基づいて厚生労働大臣又は経済産業大臣によって任命された非常勤の国家公務員であり、これに任命される者は、労働衛生に関し相当の学識経験のある者として、その社会的地位も高く、都道府県労働局（以下「労働局」という。）

及び産業保安監督部において、事業者が行うじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行うこととされている。

ウ 労働衛生指導医は、労働安全衛生法 95 条に基づいて厚生労働大臣によって任命された非常勤の国家公務員であり、これに任命される者は、労働衛生に関し相当の学識経験ある者として、その社会的地位も高く、労働局の労働衛生行政に重要な役割を担っている。すなわち、都道府県労働局長は、労働衛生指導医の意見に基づき、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示し、又は臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示し、あるいは労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定もしくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることとされている。

エ 以上のような職務及び地位の重要性並びに国民に対する行政機関の説明責任を果たす観点からすると、地方じん肺診査医、粉じん対策指導委員及び労働衛生指導医（以下「地方じん肺審査医等」という。）の氏名及び所属については、法 5 条 1 号の個別識別部分であるが、同号ただし書イにいう法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報に相当すると認めることが相当である。

(2) したがって、処分庁の主張には理由がなく、原処分は取り消されるべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和 2 年 4 月 5 日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年 7 月 1 日付け（同月 13 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について（略）

(2) 不開示情報該当性について（別紙の 2 に掲げる部分）

（中略）本件対象文書の不開示部分は、地方じん肺診査医等の年齢、現職等であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報が含まれている。当該部分は、法 5 条 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持することが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第 2 の 2）において、「法 5 条 1 号

ただし書イにいう「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に相当すると認めることが妥当である旨主張しているが、地方じん肺診査医等の年齢、現職等については、上記内容には該当しないことから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年8月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月10日 審議
- ④ 令和3年3月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）エ）の記載を踏まえると、具体的には、原処分で不開示とされた部分のうち地方じん肺審査医等の「現職等」欄の開示を求めていると解される。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書について

本件対象文書は、「地方じん肺診査医名簿」、「粉じん対策指導委員名簿」及び「労働衛生指導医名簿」の3件の名簿であり、いずれも同様の表形式になっている。

各名簿には、「都道府県名」、「氏名」、「歳」、「現職等」、「専門分野」、「任命日」及び「満了日」等の各欄があり、枠外に当初任命日と推認される記載があり、都道府県順の一覧表となっている。そのうち、諮問庁が不開示としている部分は、各名簿の「歳」欄及び「現職等」欄であり、その余の部分は原処分において全て開示されている。本件不開示部分は、不開示とされた部分のうち「現職等」欄である。

なお、各名簿の「現職等」欄にはその所属する法人等の名称を含む役職名が記載されていることが認められる。

（2）地方じん肺診査医等について

当審査会において本件対象文書を見分し、また、関係法令の規定を確認したところ、以下のとおり確認されたことから、本件対象文書である各名簿に記録されている地方じん肺診査医等は、じん肺法及び労働安全衛生法に定められたその職務を行うため、厚生労働大臣により任命された非常勤の国家公務員であると認められる。

ア 地方じん肺診査医は、労働局に置かれ、じん肺法 39 条 4 項の規定に基づき、じん肺に関し相当の学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

イ 粉じん対策指導委員は、労働局及び産業保安監督部に置かれ、じん肺法 33 条 2 項の規定に基づき、衛生工学に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣又は経済産業大臣が任命する。

ウ 労働衛生指導医は、労働局に置かれ、労働安全衛生法 95 条 3 項の規定に基づき、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(3) 法 5 条 1 号該当性について

ア 本件不開示部分に記載されている情報は、地方じん肺審査医等の氏名、専門分野等の情報と併せて、行ごとに一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

念のため、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該各名簿の公表について説明を求めさせたところ、いずれの名簿も（原処分において開示している部分も含めて）厚生労働省及び各労働局のホームページ等では公表していないとのことであった。

イ 地方じん肺診査医は、上記（2）アのように、医学界におけるじん肺に関し相当の学識経験を有する医師から任命されるものであり、行政庁のじん肺管理区分決定に当たり、医学的見解に関して重要な職責を担っている。このような職務の重要性及び国民に対する行政機関の説明責任を果たす観点からすると、原処分において開示されている地方じん肺診査医の氏名だけでなく、その現職等の役職名についても、法 5 条 1 号ただし書イにいう法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると認めることが相当である。

非常勤の国家公務員ではあるが、その職責の重要性等にかんがみ、氏名に加えてその現職等の役職名が法 5 条 1 号ただし書イに該当するとの趣旨は、地方じん肺診査医だけでなく、粉じん対策指導委員及び労働衛生指導医についても同様である。

したがって、本件不開示部分については、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

3 付言

本件開示決定通知書は、原処分における不開示部分を「年齢等により特定の個人を識別できる情報」と記載しており、「現職等」欄に記載されている地方じん肺審査医等の役職名は、「年齢等」の「等」とされている。本件対象文書は表形式であり、原処分で欄名が開示されていることから、理由の提示の不備とするには及ばないが、処分庁は、不開示部分とその理由について、今後、端的で明確な記載に努めるべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件対象文書

- (1) 地方じん肺診査医名簿（令和2年4月1日現在）
- (2) 粉じん対策指導委員名簿（令和2年4月1日現在）
- (3) 労働衛生指導医名簿（令和2年4月1日現在）

2 本件対象文書のうち，諮問庁が不開示とすべきとしている部分 上記1（1）ないし（3）の各名簿の「歳」欄及び「現職等」欄